

が っ こ う せ い か っ

# 学校生活のしおり

令和8年度



科 年 氏名

---

北海道新篠津高等養護学校

## 【生活について】

(1) 交際している生徒同士でも適切な距離をとり、学校や公共の場ではお互いの体に触らないようにしましょう。

→公共の場は、様々な価値観を持つ人が過ごす場であるため、見る人によっては不快と感じることもあります。また、その人同士は軽い接触のつもりでも、周囲からは過度な接触にとられる可能性があります。触る程度や箇所によっては、法令違反の可能性もあります。日本は周囲との和を重んじる文化があります。自分たち、周囲の人も含めて安全に気持ちよく過ごせる環境とするため、このきまりを設定しています。

(2) 通学生の貴重品(定期券や財布、携帯電話など)は職員室前ロッカーに、寄宿舍生の貴重品は、寄宿舍の事務室に預けることになっています。

※職員室前ロッカーは令和8年度から運用です。

→貴重品の管理をより厳重に行うため。

(3) 学習その他、授業に必要な物は持ってこないようにしましょう。

→学校は「社会に出るための練習場」でもあります。場所に応じて「何を持つべき場所か」を判断する能力は、将来の仕事やTPOに応じた振る舞いを学べます。また、紛失、破損を防ぐ意味や、授業とそれ以外の時間との切り替えをスムーズに行う意味もあります。

(4) 集会等について服装は、制服で行います。

→制服は、身分の証明であり、帰属意識を高め、正装の練習になります。新條津高等養護学校の生徒であり、本校に誇りを持ち、卒業後は社会人として働くことを目指す、そのための学びとして制服があるのです。集会は儀式的な場ですので、本校生の正装である制服で行うことを基本とします。

(5) お金に関わるやりとり(おごる・おごられる・貸し借り)はしないようにしましょう。

→お金の貸し借りが、人間関係のトラブルに発展することがあります。貸した側、借りた側、双方にとって、心理的な負担や、不信感が生まれるリスクがあります。また、皆さんが持っているお金は保護者から与えられているものですので、そのお金を貸し借りすることは適切ではありません。

(6) 登校、下校時には、他の場所に立ち寄らないようにしましょう。

万一遅れた場合は、保護者や学校にすぐに連絡しましょう。

→届け出たルート以外で事故が発生した場合は、日本スポーツ振興センターの保険は効きません。また、事故やトラブルがあった際、警察や教職員、保護者が真っ先に探すのが通学路ですので、ルートから外れていると、発見が遅れるリスクがあります。

## 【服装について】

### (1) 制服の着用について

**夏服** ワイシャツまたはブラウス、ネクタイ、スラックスまたはスカート

※夏服期間中は、ネクタイをつけないで第一ボタンを外してもよいです。

また、ワイシャツやブラウスのかわりに、指定ポロシャツを着用してもよいです。

**冬服** ワイシャツまたはブラウス、ネクタイ、スラックスまたはスカート、ブレザー

※ストッキング（タイツ）は、落ち着いた色で柄の目立たないものが基本です。

寒い場合は、靴下やハイソックスの重ね履きをしてもよいです。

・防寒のためにカーディガンやベストを着る場合は、ブレザーの中に着用し、はみ出さないようにしましょう。

・スカートは、腰のところで折るなどして短くせず、正しく身に着けましょう。

・ネクタイは、ゆるめてだらしないように、正しく身に着けましょう。

・登下校中も、地域から「新篠津高等養護学校の生徒」と見られています。新篠津高等養護学校の生徒という自覚を持って行動しましょう。服装も校内同様に正しく着こなしましょう。

→制服の意義については、【生活について】(4)で示しています。本校は、ブレザー制服を採用しています。ブレザー制服の着こなしと防寒のバランスを考慮して設定しています。

### (2) 作業服・ジャージについて

・Tシャツは学校指定のTシャツを着用します。Tシャツのすそは、TPOに應じ自分で判断をして出し入れができます。

[「安全性」「学習内容で必要な時」など必要な場面では、ジャージの中に入れるようにしましょう]

→学校指定Tシャツを着ることは学校の、集団の一員としての団結を感じることができます。気温や場面等、TPOに應じることで、社会生活への学びにつながります。

### (3) その他

・ワイシャツまたはブラウスの中に着る肌着等は、色が目立たないようにすること（無地の白やベージュ等）が正しい服装のマナーです。

→記載のとおり、社会通念上の着こなしマナーです。

・校内が寒いときは、制服や作業服、ジャージの上からウインドブレーカー等を着てもよいです。

また、ブレザーの中にトレーナーなどを着てもよいですが、その場合はブレザーからはみ出さないようにしましょう。

→防寒する必要があるときの手段として設定しています。ブレザーから衣類がはみ出るのは、ブレザーの着こなしとして不適切です。

・校章は、ブレザーの襟につけます。

→校章とは、学校のシンボルです。制服に合わせて身につけることが、社会通念上は一般的です。

・名札は、ブレザーの胸ポケットにつけます。校外に出る時や夏服の時には、つけなくてもよいです。つける場合は、ワイシャツやポロシャツの胸ポケットにつけるようにしましょう。

→名札は、覚え間違いを防ぎ、自分が自分であることを意識し、自己規律の高まりにつながります。また、個人情報保護の観点から、つけなくてよい場面も設定しています。

### 【頭髪、装飾品について】

(1) 頭髪について(髪の色や縮毛などの悩みについては相談してください)

・パーマ、髪の色などの加工、まゆ毛のそり落としなどは禁止です。

(2) 学校に必要な装飾品は持ってきてはいけません。また、化粧や香水、マニキュア、イヤリング、ピアスについても同じです。

→生徒の身なりが整っていることは「学校が適切に指導を行っている」という安心感につながります。そのことは、進路への影響も及ぼします。就職活動において、清潔感のある自然な髪型は「ルールを守れる人物」という前向きな評価を得やすいです。また、学校はTPOを学ぶ場でもあります。「いつでも好きな格好をしていいわけではない」という社会のルール学ぶためのトレーニングでもあります。

### 【その他】

(1) 長期休業中のアルバイト(2学年以上)や在学中の自動車学校への入校(3学年のみ)は、事前の届け出と許可が必要です。担任や室担、保護者と相談してからにしましょう。

→学業を優先するため、許可制としています。1学年は、1年間学校生活を過ごして、本校の生活に見通しを持ってほしいと考えています。「許可制」にしているのは、必要性があり、申し出があった際に対応するためでもあります。

(2) 友達同士での外泊をする場合には、必ず保護者の許可を得てください。

→保護者には子供を健康に育て、守る義務があります。つまり、どこで誰と過ごしているかを知っておく権利と義務があるということです。許可のない外泊は、保護者の監護権を及ぼせなくなるため、法的に「不適切」とみなされます。

(3) 18歳になって成人した生徒でも、社会的にも経済的にも保護者から自立していないため、在学中は、未成年と同じような範囲で、相談して行動しましょう。

→18歳になっても、身分は新條津高等養護学校の生徒です。保護者の監護のもと生活している生徒ですので、このきまりを設定しています。

### 【スマートウォッチ等について】

(1) Apple WatchやAndroid Watch、通話、SNS、メール、音楽、カメラ、録音、電子マ

ネー、ゲーム、動画、写真やイラスト閲覧、医療的機能等の機能が付いている時計は、持ち込みを禁止としています。

→通信機能を備えているため、トラブルの元となる可能性があること。カメラ・録音機能による個人情報漏えいの危険性があること。授業中の集中を妨げる可能性があること。紛失・破損等に関するトラブル防止のため。「令和8年度入舎のしおり」において、ウェアラブル端末(apple Watch など)は持ち込めないことになっていること。

があります。スマートウォッチ等によって、上記に挙げた機能があるものもないものもありますが、機能の確認をするために、持ち込まれた時計の一つ一つを職員が確認して、「この時計はよい、この時計はダメ」というような判断をすることは難しいです。また、複数の時計を持っている生徒がいた場合は、1度判断しても次の日には違う時計を持ってくる可能性がありますので、学校と寄宿舎において、そういった業務を行うことは職員の人数や時間を考えると難しいことからこのきまりを設けています。

【次に示すきまりは法令違反の可能性のあるものです。社会のルールとして確認しましょう。】

(1) 力ずくでいうことを聞かせる行為はやめましょう。

→刑法違反の可能性もあります。また、人間関係を作る上でも、周囲の人に対しても悪影響を及ぼす行為です。安心した学校生活を送るためにも、しっかり守りましょう。

(2) 物にあたりたり、壊したりする行為はやめましょう。

→刑法違反の可能性と、民事上の賠償責任を負う可能性があります。周囲の人への悪影響もありますし、壊した物を修理するための手間やお金がかかる行為です。

(3) 交通ルールを守りましょう。

→交通ルールに違反すると、道路交通法や刑法違反の可能性もあります。自分と周囲の人の安全のために、交通ルールはしっかり守りましょう。

(4) 犯罪や事故につながる火遊び、飲酒、喫煙、薬物使用は絶対にやめましょう。

→刑法や軽犯罪法、二十歳未満の飲酒、喫煙の禁止に関する法律、薬物は種類によって様々な取締法があります。自分と周囲の人を危険な目に遭わない、遭わせないためにも、守りましょう。

(5) 高校生が入れない場所には絶対に行かないようにしましょう。

→青少年健全育成条例や風営法等の法令に違反する可能性があります。高校生が入れない場所を法令で規定しているのは、未成年をトラブルや悪影響から守るためです。

(6) お酒やたばこなどをすすめられたときは、断りましょう。

→未成年の飲酒や喫煙は法令違反です。その理由は、成長段階である未成年の発育を大きく阻害

するからです。

(7) 登校、下校の際は、交通ルールを守りましょう。

→ (3) で示しています。

(8) 電車、バスでの通学のときはきまりを守りましょう。

→ 鉄道営業法や道路運送法により、交通機関を利用する際には乗務員の指示に従うことが定められています。

上記に示したように、様々な法令を守りながら私たちは暮らしていく必要があります。法令は、私たちの行動を縛るためではなく、私たちを守るためにあるのです。